

第9回JAS制度のあり方検討会の議事概要

平成16年10月26日(火)

10:00～

経済産業省別館1028会議室

1. 委員の出欠

委員18名中15名が出席

欠席者・・・大木委員、丸井委員、森澤委員

2. 議事概要

- (1) 「JAS制度のあり方検討会中間取りまとめ」についての意見の整理
(資料2「意見の概要と意見に対する考え方」[PDF]を事務局から説明)
- (2) JAS制度のあり方検討会最終報告(案)について
(資料4「JAS制度のあり方検討会最終報告(案)(見え消し版)」[PDF]を用いて、中間取りまとめからの変更点を事務局から説明)

座長：まず、資料2「意見の概要と意見に対する考え方」についてご意見、ご質問はないか。

委員：(意見番号76(水産物缶詰等の輸出に係る品質証明に関する意見)に関し)種格付廃止について、缶詰業界はかなり心配している。貿易(輸出)に支障の出ることが無いよう検討をお願いしたい。

座長：それは、JASマークを貼付するものなのか。

委員：JAS制度があることが、一定の品質が保証されるという裏付けとなっている。このことで貿易相手国が安心している。

委員：製品検査法(輸出検査法)か何かの関係で行っていたものを、JASで代替しており、変則的なものとなっている。業界にとっては生き死にに関わるので、これはJAS制度本体とは異なるが、行政として約束している観点からも、きちんと対応していただきたい。

事務局：これはJASそのものではないが、種格付の検査方法等を活用し、証明書を発行している。内容については承知しており、このような証明書が引き続き出せるよう関係機関と協議してまいりたい。

委員：各業界、消費者ともに「中間取りまとめ」について十分検討した上でパブリックコメントを提出しているが、結果的には、その内容は最終報告にほとんど反映されていない。これでは、パブリックコメントの意味が無いばかりか、行政不信になるのではと心配する。せめてもう少し丁寧に回答すべきで

はないか。例えば、品質表示基準については、業界も消費者も関心が強く、多くの意見を寄せられているが、意見番号 86～89, 92, 93, 95, 96 への回答は、同じ文言となっている。これはいかにも形式ばったもので、もう少し心のこもった回答をお願いしたい。内容の近い意見を括る代わりに回答をもう少し増やして、農水省としての考えや具体的な実行について回答すべきではないか。この資料を修正できないのであれば、各業界に対する説明会等をお願いしたい。

事務局：あり方検討会は、個別品目の検討ではなく制度全体の検討であり、他方、意見の内容が各個別品目に係ることである場合、この検討会の趣旨に合わないため、このような回答ぶりとなっている。各業界から考え方について説明せよとの要望があれば、説明についてはやぶさかではないので、要望をあげていただきたい。

座長：業界個別のことは JAS 調査会で行い、あり方検討会は制度全体のことを検討するもの。ただ、回答には、「検討」となっているものが多く、JAS 調査会は大変になるだろう。

座長：資料 4「JAS 制度のあり方検討会最終報告（案）（見え消し版）」であるが、これまでと同様に、「JAS 規格のあり方」「JAS 規格の認証のあり方」「品質表示基準のあり方」の順番でご意見、ご質問をいただくこととしたい。それでは、まず、「JAS 規格のあり方」から議論したいと思う。この部分について、ご意見、ご質問等はないか。

委員：4 頁（2）標準規格の「水増し・まがい物等が存在する」を「一定の品質が期待される」と修正すると、あまりにも一般的すぎるというか、意図がぼけてしまうのではないか。「水増し・まがい物」が今も起こっているように思えるとか、制度を絶対変えなくてはいけないと思えるとかいう意見に配慮するあまり、意図がぼけてしまっている。ほとんど無いのは分かっているが、「水増し・まがい物」でも良いと思う。また、新しいニーズに対応した規格に重点を移すためには、廃止すべきものは廃止しなければ対応できないのではないか。標準のものにマークを付けることは、マークを付した製品の優良誤認につながるのではないか。「一定の品質が」ということをもう少し説明してはいかがか。

座長：「期待される品質に至っていない」ということであると思う。

委員：（標準規格について）役割を終えた規格の廃止は理解できるが、一方でまた、これまで消費者が評価してきたものや、JAS 制度に貢献してきた規格は、その存続、継続性を考慮していただきたい。また、特色規格については、そのコンセプトは理解できるものの、内容は非常に分かりにくい。個別品目では具体的にどのようなものかを示していただきたい。この場で個別品目の例示を行うのが難しいなら、業界向けの説明会などで示すべき。4 頁 2

行目から4行目の具体例（例えば、「ある行程を一定時間以上かけて行うこと」といった生産プロセスの基準や、「ある成分が一定以上含まれること」といった品質の基準等）は、少し分かりやすいが、これに加えて、原材料の例として「一定地域で一定の生産方法で生産された原材料」、品位の例として「独特の色、香り、食感を有すること」など具体的に示すことができれば、イメージがわきやすく今後の検討に役立つ。

委員：JASはまがい物・粗悪品の排除や品質の向上に大きな役割を果たしてきた。今後もその役割を担うべきものと思う。標準規格がベーシックであり、ベーシックがまずあって、特色規格があるのではないか。報告書の記載順は特色規格と標準規格が逆の方が良いと思う。「一定の品質が期待される」については、成分・品位があればこれで十分であると考えている。

委員：「水増し・まがい物」の部分を修正した文章（「一定の品質が期待される、類似の名称のものが存在するなど」）の意味がよくわからない。「一定の品質が期待できない」等に修正した方が良いのではないか。もともとの「水増し・まがい物」が存在すると言われれば、我々は理解できる。やはり何が起こるのかということを見えるようにすべき。一般消費者にとって分かりやすい文章に直してほしい。

座長：「一定の品質に至っていない」ではどうか。

委員：それが良いと思う。また、この期に及んでとは思いますが、ベーシックなものを最初に記載すべき。やはり、標準規格があって特色規格があると思う。

座長：この委員会で強調したいことを先に記載することは、差し支えないと思うが。

事務局：消費者にとって分かりやすく、よりアピールできるJASを、という思いから、特色規格を先に記載している。また、「水増し・まがい物」といったきつい表現について、より適正化させるため「一定の品質が期待される」と修正した。特色規格の例示として、原材料、食感等の具体例を加えるべきとの考え方については、今後、個別品目の規格を検討する際に、JAS調査会で議論されることなので、記述するとかえって議論をしばってしまうことになるため、今回の例示はこれくらいの範囲でとどめておくこととした。また、「一定地域で一定の生産方法で生産された原材料」については、JAS規格が全国的な規格であることから、「一定地域」というのはなじまないのではないか。

委員：個別品目の規格化については、JAS調査会で行うのだが、事業者や消費者も個別に検討するはずであり、その材料となるイメージが必要だ。是非、JAS調査会の前に具体例を明示してほしい。また、「一定地域」というのは、わさびのように、一定の高度以上の地域で生産したようなものを想定しており、何県で作ったという地域限定とは異なる。

座長：「ある特性が一定以上のレベルにある」というような表現はどうか。

委員：それならいい。

委員：自分自身も有機農産物の検査を行うようになってはじめて、JASについて知るようになった。（中学1年生の時に、JASマーク、JISマークというものがあることは習ったが）まず、JASとは何かということについて言うことが必要であると思うので、標準規格を先に述べるべきではないか。また、例示についてはあまりごちゃごちゃせず、すっきりした方がよいのでは。JAS調査会が終わってから、Q&Aのようなものを出すことにして、報告書はシンプルにした方がよい。

座長：修文しなければならない部分であるが、4頁「一定の品質が期待される」の字句ということか。

委員：3頁の最後の行、「標準的な品質・プロセス」の「標準」が標準規格のことを述べているとは限らないまでも、やはり、標準規格を前にするべきと思う。

委員：私はこのままでよいのではと考える。標準のものについて、今後も国がマークで強調する必要はないと思うし、むしろ、強調されるべき特色規格が前であると思う。

委員：強調すべき特色規格が前でよい。3頁の最後の行、「標準的な品質・プロセス」が標準規格でないのであれば、はじめに標準規格を書く必要はないと思う。

事務局：3頁の最後の行、「標準的な品質・プロセス」は、たしかに標準規格と必ずしも一致するものではない。

事務局：表現は適切ではないかもしれないが、この最終報告は、この後、「商品」として売り出していかなければならないものであり、商品には強調表示が付きものである。したがって、売りとするべきもの、つまり特色規格を前に出すこととしたい。

委員：ベーシックの重要性をきちんと認識しているのであれば、順序はどうでも良い。標準規格が重要であり、まず標準規格があって、特色規格ということ。

事務局：今後、JAS調査会で議論することになるが、例示を増やすと消費者、読む人に分かりにくい。また、例示によって規格の内容が限定されることも危惧されるため、この程度の例示でいかがかと思っている。

座長：この議事録を残すということによろしいか。

委員：（特色規格について）JAS調査会が行われる前に、各業界での検討が行われるはずである。その場合、この報告書が土台として用いられるため、例示が欲しいと申し出たまでである。

- 座長：では、具体的な例示を加えるべきとの意見を、議事録に残していただきたい。
- 委員：高齢化、少子化等、新たな社会ニーズに応えたJAS規格は必要だと考えており、これまでも様々な提案をさせていただいた。個別品目だけではなく、品目横断的なものや新旧取り入れた幅の広いものについても考えて欲しい。
- 座長：それでは、つづいて「 . JAS規格の認証のあり方」について、ご意見、ご質問等はないか。（意見・質問がないので）それでは、（案）のとおりとさせていただきます。
- 座長：最後に、「 . 品質表示基準のあり方」について、ご意見、ご質問等はないか。
- 委員：品質表示基準については、業界、消費者ともに関心が強く、パブリックコメントも多い。業界（メーカー）サイドは、個別品表の廃止に概ね反対だったが、消費者サイドからの反対意見が以外に少なく、個人的には大変ショックである。品質表示基準は、秩序ある競争のためのルールや、消費者とメーカーの信頼関係の基礎である。支えのようなものを外してしまうと、どうなるのか不安。また、消費者がこのことに不安を抱いていないのが残念。次の段階のJAS調査会の審議に際しては、しっかりと時間を割いてやってほしい。食品には、色々な分野があり、また大手・中小の違いもある。JAS調査会で、名称規制が厳しすぎるか否かを審議する際には、時間がかかるとことを認識し、慎重に審議を行っていただきたい。
- 委員：品質表示基準の名称規制は、強制法規なので関心が高い。18頁の図の右側（今後）は、中間取りまとめでは、「個別品表における名称の定義を廃止」であったが、最終報告（案）において「品質表示基準による個別品目の名称規制を廃止」へ修正されている。今回の記述は正確であるものの、内容が分かりにくくなっている。名称や定義を廃止する際には、十分な審議が必要であり、また、17頁の最後3行に書かれているとおり、消費者に重大な誤認が生ずる懸念がないことを確認する必要がある。非常に分かりにくいので、説明を十分に行っていただきたい。また、今日の会議の資料は、委員に事前に送られてきたものから、さらに修正が加えられている。事前に送られたものでは、加工食品品質表示基準（横断品表）による名称規制のみの廃止を検討し、個別品表の名称規制は残るというように理解したが。
- 事務局：事前に送付したものが誤解を招いたのではないかと思うが、今日の会議で配付したものは、中間取りまとめと基本的に同じ考えである。横断品表と個別品表による名称規制について（両者の関係を説明した上で、）両方とも廃止を含め検討するというものである。また、（18頁の図については）定義の廃止は名称規制の廃止になることを念頭に置きながら、中間取りまとめの記載を分かりやすく、正確に整理した。

委員：（１８頁の図の右側中段について）名称規制の廃止は、定義自体の廃止と思っていた。ＪＡＳ規格による定義のみが残り、個別品表がなくなると思っていたが。

委員：１６頁の１６行目には、「品質表示基準による特定品目の名称規制」という記載があり、１８頁のタイトルを「特定品目の名称規制のあり方」としてはどうか。また、「個別品目」、「特定品目」の用語が混在している。

座長：「特定の品目」が最初に出てきたのは、１６頁の５行目か。

事務局：個別品目のすべてに名称規制がかかっている訳ではない。「特定の個別品目」とするのが正確であり、そのように修正することはあり得る。しかし、図中の記述をすべて「特定の個別品目」とした場合、表現がくどくなるので、その部分については常識的な範囲とさせていただきたい。また、個別品表による表示規制は、名称のみならず、原材料や内容量などもある。定義があって、名称の規制がないものも考えとしてはあり得るため、１８頁の図になった。

委員：名称の規制はしないが、定義が残るとの理解でよいと思うが、今後の検討を見させていただきたい。

委員：（義務表示事項である）一括表示があるから、表示の裏付けとして農林水産消費技術センターなどに表示の確認の問い合わせが多い。パブリックコメントにも「名称の定義が重要」とあるのに、一面的な例示（１６頁の９行目「このような・・・」、同１４行目「また・・・」）を書くのはおかしい。変えるべきところは変えればよいとは思いますが、記載するなら、「名称の定義が重要」との意見も反映させてほしい。

委員：個別品表については、ＪＡＳ調査会で検討するが、名称については、栄養成分表の品名などにも影響する。色々な方面から検討を加えていただきたい。

委員：私は、１６頁の１４行目「また・・・」以下を全削すべきと思う。片方の意見のみを取りあげて、「名称の定義が守られてはじめて、消費者が安心して商品を購入することができる」という意見も多くあることを、無視しないでいただきたい。

座長：確かに、そういった意見もあるが、この報告書に記述された意見もある。

事務局：パブリックコメントは、業界からの意見がほとんどで、消費者からのものは非常に少なかった。「特定の品目のみに強い規制が課せられているのはいかがなものか」という思いもある。

座長：（１６頁の現状の部分について）名称規制が消費者にとって役立っている例を、「果たしてきた」と完了形になっていることがおかしい。「果たしてきている」とすればよいのではないか。

事務局 : 16頁を「消費者保護の役割を果たしてきている。」とし、「しかしながら・・・」の部分の前に「名称の定義も重要であり、これによって消費者が安心して購入できるという意見もあった」ということを入れて修文したい。

座 長 : それで良いか。(委員、了承。)

委 員 : 新たなJASをできるだけ早く検討してほしい。通常は、JAS法改正案が国会で成立してからとなるが、法律案の可決までに事前の検討を開始してほしい。事業者や消費者に説明し、あらかじめ十分な準備をしていただきたい。

座 長 : 最終報告について最終的な文言の確認は、座長一任でよろしいか。最後に、消費・安全局長からひと言いただくとともに、今後の進め方について事務局から説明をお願いします。

(消費・安全局長から御礼の挨拶)

事務局 : 本日ご了解いただいた最終報告(案)については、先ほど座長からご説明があったとおり、所要の修正を加え、座長に最終確認をいただいた上で、今週中を目途に委員の皆様へ「最終報告」をお送りするとともに、農林水産省のホームページに掲載する予定。

(以上)

(本議事概要については、今後一部修正が入る場合があります。)